

各部・課長あて

市 長

平成 25 年度（2013 年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に回復が期待されていたが、国政の混迷や円高、原油の高騰などの影響を受け先行きの不透明感が増し、日本銀行が10月1日に発表した企業短期経済観測調査（短観）においても、国内需要の減速と日中関係の悪化などにより、国内景気の下振れが懸念されている。

また、内閣府の月例経済報告では、「景気は引き続き底堅さもみられるが、世界経済の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている」として、今後の企業収益や個人所得の動向、デフレの影響にも注意を促している。

このような中、国では、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）を策定し、東日本大震災以前よりも魅力的で活力に満ちた国家として再生するための基本施策を示し、今後の予算編成を行う上で着実な実行につなげていくとしている。

また、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」（平成24年8月17日閣議決定）では、歳出の大枠を71兆円と定め、持続可能な財政・社会保障制度の構築を図るため、「復興・防災・減災対策」のほか再生可能エネルギーを推進する「環境」や「医療」、「農林漁業」の3分野に重点的に配分するとして、各省からの概算要求が出そろい予算編成作業がスタートしたが、一般会計の要求総額は98兆円に達している。

なお、社会保障・税一体改革関連法の成立に伴い、様々な制度改正が予想されることから、国の動向を注視していく必要がある。

地方財政を取り巻く環境

地方税収の落ち込みによる財源不足や社会保障費の自然増に加え、臨時財政対策債をはじめとした地方債残高の急増により、地方財政は厳しい状況が続いている。

国では「財政運営戦略」において、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行

わなないことが重要であるとしており、平成23年5月2日に法律制定された「国と地方の協議の場」においても、社会保障・税一体改革関連法の成立に伴う地方の安定財源の確保、地域経済・雇用対策などが協議されているが、今後の状況については不透明な部分が多い。

また、総務省が9月7日に発表した概算要求における「地方財政収支の仮試算」では、一般財源総額については実質的に平成24年度の水準を下回らないように確保するとしているものの、地方交付税については出口ベースで1.5%減となる一方、臨時財政対策債については6.2%の増としており、今後の地方財政計画においては不安要素が多い。

本市の財政状況

平成23年度決算から本市の財政状況を分析すると、経常収支比率は前年度に比べ0.6ポイント改善し、健全化判断比率における実質公債費比率、将来負担比率についても基準を大きく下回り、数値も前年度より改善したことから、三島市行政改革大綱に基づく行政改革の着実な推進が図られたものと考えられる。

しかしながら、今後は、公共施設の長寿命化計画に則った改修事業や、耐震補強事業債の元金償還が本格化することなどから、財政指標の悪化が懸念されるため、行財政運営の更なる効率化に努める必要がある。

歳入については、市税において、平成23年度決算では3年振りの増収となったものの、景気回復の遅れにより所得・雇用環境は依然として厳しい状況にあり、税法の改正も予定されていないことから大幅な増収は見込まれず、地方交付税についても総務省の概算要求を見る限り、増収は期待できない。

一方、歳出に目を向けると、少子高齢化の進行による社会保障関連経費や、子育て支援・教育環境の充実を図る経費などの増加が見込まれるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた危機管理体制の確立にも努めていかなければならない。

また、市民ニーズは年々複雑多様化し、行政に対してきめ細やかなサービス提供が求められるなど、歳出を押し上げる財政需要は一層の拡大が予想されることから、最少の経費で最大の効果を上げられる施策の選択による、将来を見据えた強固な財政基盤の構築が急務となっている。

平成25年度予算編成に当たっての基本的な考え方

本市の目指す将来都市像「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島～環境と食を大切に～」の実現に向けて、まちづくりの大きな柱となる「スマートウエルネスみしま」と「ガーデンシティみしま」の着実な推進を図るとともに、真に必要な事業を見極め、選択と集中の徹底に努める中で、職員一人ひとりが創意工夫と柔軟な発想を持ち、前例や慣例に捉われることなく、次の項目に十分留意し、全庁一丸となって予算編成に取り組まなければならない。

1 ゼロベースからの見直し

財政の基本的理念である「入るを量りて出ざるを制す」に則り、まず歳出ありきではなく、歳入に見合った歳出の計上に努め、全ての事務事業の必要性や規模等をゼロベースで見直し、経費節減に取り組むこと。

2 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

新規事業の計上が必要な場合は、既存事業の縮小、廃止等による一般財源の確保を前提とする「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底を図り、後年度の財政負担についても十分精査しておくこと。

また、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業については、必要性を再

検証し、廃止や縮小を図ること。

3 最新情報の収集

新年度予算要求に当たっては、原則、現行の行財政制度に基づき編成するが、編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したものについては、予算編成途中で修正するものとする。

なお、歳入における補助金・負担金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の新設、制度改正など、国・県等の動向を注視し、最新情報の収集を的確に行うこと。

4 歳入の的確な確保と新たな財源の捻出

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、新たな自主財源の確保に努めること。

また、積極的な補助制度などの活用により、特定財源の確保にも努めること。

5 総合計画との整合

第4次三島市総合計画において計画されている事業の要求は、実施計画に計上された額を上限とする。

6 協働によるまちづくり

市議会、地域づくり市民会議、行政経営戦略会議、事業仕分け等が出された意見、提言を慎重に検討し、予算に反映させること。

7 財政健全化の推進

当該年度の歳入で当該年度の歳出をまかなう「持続可能な財政運営」の確立に向けた取り組みを推進するため、財政健全化判断比率、経常収支比率等の財政指標を念頭においた予算調整を行う。

また、第5期三島市行政改革実施計画（集中改革プラン）に位置付けられた取り組みについては、予算に反映させること。

8 経常的一般行政費の枠配分

経常的な一般行政経費は、部局ごと別途財政課から示す一般財源額を上限とし、平成23年度決算状況を踏まえ、各部局長はリーダーシップを発揮し、各事務事業の必要性・緊急性・費用対効果等あらゆる視点から再検証し、自ら工夫した予算案を作成すること。

なお、各部局に配分した経常的経費にかかる一般財源を削減し、その財源を新規事業や事業拡大に充てる場合は、その事業にかかる予算額を優先的に措置するものとする。

平成25年度予算編成基本方針

○絆で結ばれた子育て・コミュニティ福祉の充実とみんなで築く災害に強いまちづくりの推進

○ガーデンシティが織りなす、にぎわいと品格あるまちづくりの推進

○健幸を実感できるスマートウエルネスの推進と豊かな心を育む教育・文化の充実

平成25年度予算要求に当たっての留意事項

1 国庫補助負担金について

国庫補助金の一括交付金化や社会保障・税一体改革など、国・県の予算編成の動向を注視し、補助対象となる事業について、要望漏れのないよう十分留意すること。

2 消費税の税率改正（増税）について

平成26年度に消費税率の改正が予定されているが、現段階では景気条項や経過措置など不透明な部分が多いため、平成25年度の予算編成においては現行税率で積算する。

なお、年度を越えて新たに契約の締結を要する債務負担行為等については、契約書に「増

税が実施された場合の負担額については別途協議する」などの特約条項を定めておくこと。

3 臨時職員の削減について

勤務形態について、週5日・7.75時間のフルタイム勤務を絶対条件とせず、パート職員のように短時間勤務の可否を検討するなど削減に努めること。

4 旅費について

旅費については、必要性を十分検討し、一人で行くことを原則に必要最小限の人員、日数に抑えて要求すること。

5 特別会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、財源を安易に一般会計に依存することなく、自主財源の確保と経費節減による効率的な運営に努め、一般会計からの繰入れを可能な限り抑制すること。

予算要求基準

1 予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算とする。

2 旅費、消耗品などの事務経費に係る一般財源の要求額は、平成24年度当初予算額の95%を限度とする。

3 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向に留意し的確な見積りを行い、市の単独施策によるものは、制度の改廃を含めてその在り方を十分検討し抑制に努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響するため、精査すること。

4 投資的経費

事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、市民要望に直結した事業を重点的に選択した上で規模や単価を適正に積算し過大見積りを避け、事業内容が合理的に説明できる要求とすること。

特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については十分な調整を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないように努めること。

5 補助金

(1) 市単独補助金を継続する場合は、平成24年度当初予算額を限度とする。

また、前年度実績で安易に計上することのないよう、社会情勢、時代の変化を踏まえ、必要性・公益上適切か否かを検証し、廃止や縮減を検討すること。

(2) 各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に照らし、運営状況について実態を把握し、必要な事務改善など適切な指導を行い、安易な赤字補てん的支出の要求は厳に慎むこと。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体自体の繰越金や内部留保が多額である場合は、補助金交付の適否及び補助金交付額の精査を行い、適正額を要求すること。

6 負担金

全ての負担金について、その必要性と費用対効果の観点から改めて見直し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

7 上記以外の事項については、「平成25年度予算編成事務要領」によること。

各部局の一般行政経費等一般財源

○ 一般会計

単位：千円

環境市民部	389,307
健康推進部	561,065
社会福祉部	571,557
産業振興部	216,425
財 政 部	298,865
企 画 部	221,282
都市整備部	153,025
上下水道部	906,414
会 計 課	2,406
消 防 本 部	71,998
教 育 部	1,592,201
議会事務局	23,610
選挙管理委員会事務局	954
監査委員事務局	816

配当額は、平成 23 年度決算額及び平成 24 年度当初予算一般財源等を考慮して算定した。